

北海道科学大学学生の懲戒に関する取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学学則第64条により、北海道科学大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対して懲戒をおこなおうとするとき、公正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(報告)

第2条 教職員は、学生が懲戒に該当する事案があると認めるとき、事件・事故発生報告書（様式1）に関係書類を添え、学生支援センター長を経て学長へ提出するものとする。

2 学生支援センター長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を確認するものとする。

(審査)

第3条 学長は、前条により事実あることを確認し、北海道科学大学学則第64条に定める懲戒に該当すると認めるときは、教授会の議を経てこれを決定する。ただし、懲戒の種別が退学に至らない場合は専決し、教授会に事後報告することができるものとする。

2 懲戒処分に至らないと判断した事案であっても、指導上の措置として、将来を戒める事実上の行為（学部長等による厳重注意）をすることができる。

(処分書の交付)

第4条 前条により懲戒が決定したときは、懲戒処分書を交付するものとする。

(公示)

第5条 懲戒をおこなったときは、原則として学内に公示するものとする。

(記録)

第6条 懲戒に関する概要は、学籍簿に記録するものとする。

(指導)

第7条 クラス担任・指導教員は、必要に応じ当該学生に対して指導をおこなわなければならない。

2 前項の指導をおこなったときは、指導結果報告書（様式2）を学生支援センター長を経て学長へ提出するものとする。

(解除)

第8条 学長は、懲戒の解除が適当と認めるときは、教授会の議を経て決定する。ただし、停学の解除の場合は専決し、教授会に事後報告することができるものとする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成11年9月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。

この内規の改正に伴い、「北海道科学大学短期大学部学生の懲戒に関する規程」は廃止する。

- 1 この内規の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。

様式 1

事 件 ・ 事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

報告者 印

件 名			
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所			
学 生 氏 名	(年 月 日生)		
学 生 番 号	— — — —	クラス担任	
現 住 所	電話番号 () —		
保 証 人 氏 名	電話番号 () —		
保 証 人 住 所			
(概 要)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

様式2

年 月 日

北海道科学大学長 殿

職 名	
氏 名	印

指 導 結 果 報 告 書

下記のとおり指導しましたので、報告いたします。

記

学 生 番 号	— — — —	氏 名	
懲戒の種類	譴責・停学（ 年 月 日から）		
指導期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
指導概要			
指導所見			
特記事項			